

2 オンライン申請の利用推進のための取組状況

農林水産分野においては、上述したとおり、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足等に加えて、地方公共団体の農林水産担当職員等も減少している状況である。農林水産省は、こうした中で農林水産業を成長産業としていくために、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体職員等が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することを目的として、eMAFF の整備・運用を行っており、その効果に関する目標として、「令和 7 年度までに行政手続のオンライン利用率を 60%とする」ことを掲げている。この具体的な取組として、中長期計画においては、「認知度の向上のため、eMAFF のサービスの利用者への周知、広報、地方自治体等への働きかけや研修の実施、動画等の研修教材の拡充を実施する。」などとしている。

このため、今般の調査対象とした 18 制度のうち、eMAFF 以外の単独システムを利用する 2 制度（肥料の品質の確保等に関する法律及び輸出証明書制度）を除く、16 制度（試行等、本格実装まで至らなかった制度を含む。）について、(1) 農林水産省からどのような働き掛けがなされたのか、(2) 実際の利用につながっていたのか、(3) 利用によって負担軽減及び利便性向上といった効果にまでつながっていたのか、各制度の利用者（農林水産省を除く。以下(1)から(4)まで同じ。）に対して聴取した結果、次のような状況が確認できた。

(1) 働き掛けの状況

eMAFF の認知度の向上のための取組としては、農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ及び各所管部局）が中心になって、地方農政局（北海道農政事務所を含む。以下同じ。）を通じて、eMAFF のサービスの利用者への周知、広報、地方公共団体等への働き掛けや研修の実施、動画等の研修教材の拡充などの取組を実施している。

具体的な取組として、農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ）においては、表 4 のとおり、eMAFF を利用するための一般的な働き掛けとして、地方公共団体に対し eMAFF を利用するための基本機能の説明並びに eMAFF アカウントの取得方法、ログイン方法や eMAFF の対象手続の検索方法など、eMAFF の概要及び利用のための基本的な操作方法について説明を実施している状況が確認できた。他方、農林水産省（各所管部局）においては、制度別の働き掛けとして、申請等に当たっての操作方法等について具体的に説明している制度も確認できたが、郵送費削減等に結びつくことを伝えるなど一般的な働き掛け以上の説明を確認できなかった制度もあった。

今般の調査対象とした各制度の利用者においては、農林水産省からの働き掛けについて、6 制度では全ての利用者において確認でき、7 制度では一部の利用者において確認できたが、3 制度では全ての利用者において確認できなかった。このため、eMAFF の存在について認知されていない状況や、認知されていても、eMAFF は国に対する申請のみが対象であって地方公共団体に対する申請は対象となっていないと誤認しているなど、自らが関係する制度が eMAFF の対象となっていることまで認知さ

れていない状況も確認できた。なお、申請者によっては、他府省庁の制度において既にオンライン申請を利用しており、システムの利用に慣れているため、eMAFFの対象であることが周知されていれば問題なく利用可能であったとする制度も確認できた。

また、農林水産省から制度に関係する地方公共団体等への働き掛けは、地方農政局の実務担当者によって実施状況が異なったり、eMAFFの導入当初に限られたりするなど、統一的・継続的に行われていない状況も確認できた。

このため、制度に関係する地方公共団体等においても、その利用推進に対する認識が異なっていたり、申請者への働き掛けが行われていなかったりし、利用拡大につながっていない状況が確認できた。

表4 農林水産省（大臣官房デジタル戦略グループ）による働き掛け（主なもの）

実施年度	事項	対象	働き掛けの概要
平成30年度	地方公共団体へのアンケート調査	地方公共団体	eMAFFの検討案（基本機能、導入スケジュール等）について、都道府県に説明し、都道府県及び市町村からの要望聴取のアンケート調査を実施
令和元年度	地方公共団体へのアンケート調査	地方公共団体	eMAFFの検討案について、都道府県に説明し、都道府県及び市町村からの要望聴取、eMAFFアカウントの利用希望数等のアンケート調査を実施
2年度	利用開始に向けた説明	地方公共団体	eMAFFの概要（アカウントの取得方法等）について、利用を開始する制度の関係者に説明
3年度	概要説明	地方公共団体	eMAFFの概要について、都道府県に説明
4年度	概要説明	地方公共団体	eMAFFの概要について、都道府県に説明
4年度	概要説明	地方農政局	eMAFFの概要について、地方農政局に説明し、管内の地方公共団体に対してeMAFFの活用推進を行うよう依頼
5年度	概要説明、操作説明	地方農政局	eMAFFの概要及び操作方法について、地方農政局に説明し、管内の地方公共団体に対してeMAFFの活用推進を行うよう依頼
5年度	概要説明、操作説明	地方公共団体	eMAFFの概要及び操作方法について、都道府県及び市町村に説明

5年度	市町村向け操作体験	地方公共団体	251市町村にeMAFFの操作方法の説明を実施し、実際にeMAFFアカウントの取得等の操作を実施
-----	-----------	--------	--

(注) 農林水産省資料に基づき当省が作成した。

(2) 利用状況

今般の調査対象とした各制度（eMAFF上のエラーにより利用に向けた働き掛けを停止した1制度を除く。）の利用者においては、利用実績について、5制度では全ての利用者において確認でき、4制度では一部の利用者において確認できたが、6制度では全ての利用者において確認できなかった。このように、多くの制度において利用にまで至っていない状況が確認できた。なお、制度によっては、申請者である農業者等ではなく、申請先である地方公共団体等において代理入力が行われている実態や、別途システムが構築されている実態も確認できた。

全ての利用者において利用実績が確認できた5制度のうち3制度（土地改良財産制度、中山間地農業ルネッサンス事業及び水産基盤整備事業）については、農林水産省から利用者に対して、当該制度の事業実施要綱等において原則eMAFFを利用する旨を記載して周知していたほか、毎年度の担当者会議を通じて利用率の目標・実績を共有しており、統一的・継続的な働き掛けを行っている状況が確認できた。

また、一部の利用者において利用実績が確認できた4制度のうち1制度（農業協同組合法）については、一部の地方農政局において、利用者に対する個別の働き掛けや、毎年度末の人事異動時期に合わせて利用推進に係る連絡文書を発出しており、他の地方農政局に比して利用実績が高い（地方農政局全体の利用実績の8割超を占めている。）状況も確認できた。

他方、制度によっては、制度内の一部の手続において申請書の提出方法が電子メールであること、オンライン申請の対象でないことから、更なる利用拡大に当たっての課題も確認できた。また、利用実績がある制度においても、地方農政局の実務担当者を含む利用者から、電子メールによる提出を上回る利用メリットが分からないなどの意見も聴かれた。

これらのことから、上記(1)のとおり、eMAFFの存在やeMAFFが対象とする制度に係る認知状況など、農林水産省から利用者への働き掛けの状況が利用状況に影響しているものと考えられる。なお、利用を働き掛ける際には、各制度の利用者の実状に応じてオンライン申請による利用メリットを具体的に伝えるなど効果的な利用推進を図ることが必要であると考えられる。また、一部の制度においては、eMAFF実装後に一部の地方公共団体に対して個別に利用を推進する取組が確認できたものの、早期からの効果の発現を見据えれば、eMAFF実装前から継続的な周知を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要があると考えられる。

なお、利用者からは、eMAFFの利用メリットを感じないことに加え、「業務多忙の中、膨大なマニュアルを読んで理解する時間がとれない」、「入力画面は職員でも理

解が難しいため、農業者にとって分かりやすいシステムにすることが必要」など、UI（ユーザーインターフェース）⁶/UX（ユーザーエクスペリエンス）⁷の改善を求める意見等が聴かれたことにも留意する必要がある。

(3) 効果の発現状況

今般の調査対象とした各制度（全ての利用者において利用実績が確認できなかった7制度を除く。）の利用者においては、9制度について、eMAFFを利用したオンライン申請による一般的な効果（郵送費削減等）までは確認できたが、データ利活用を前提としたデータ蓄積・管理が行われておらず、食料・農業・農村基本計画に記載のようなオンライン申請によるデータの政策等への利活用までの効果は確認できなかった。

eMAFFを利用したオンライン申請について、農林水産省は、上述の9制度について、その利用を通じて少なくとも上述の一般的な効果にはつながっていると認識している。このうち1制度（農業共済制度）においては、申請者から、「農林水産省からの修正等が具体的・明確なものとなり、不必要な連絡等の減少につながった」など、実務担当者の負担軽減につながっているとする意見も聴かれた。

他方で、利用者からは、「電子メールでも申請可能となっている現状からすれば、電子メール以上の効果が明らかでなければ利用動機は生じない」との意見も聴かれた。また、オンライン申請の利用実績がある制度においても、申請者がデータをシステム入力しているものの、農林水産省が当該データの利活用を行っていないのみならず、従来の申請書も添付させている実態や、農業者等の高齢化や通信設備などの外部環境の課題もあり、都道府県等が農業者等から提出された書類をeMAFFに代理入力を行っている実態など、かえって申請者や都道府県等の負担が増大している状況が確認された。

さらに、今般の調査において、各制度の実務担当者からeMAFFを利用するに当たって必要な機能として要望のあったものの中には、表5のとおり、既にeMAFFの機能として具備されているものの、地方農政局を含め、各制度の実務担当者において当該機能が十分に認知されていない状況にあるものもうかがわれた。このため、こうした機能の周知がなされれば、eMAFFの更なる利用等による効果の発現につながる可能性も確認できた。

⁶ 利用者がサービス・システムを操作するときに直接触れる見た目や操作部分のこと。

⁷ 利用者がサービス・システムを利用する際に得る体験全体のこと。

表5 各制度の実務担当者の要望に関連する機能について

制度名	利用者の要望	eMAFF 機能
認定農業者制度	広域認定を希望する農業者の認定申請を受け付けた地方農政局や都道府県から、市町村に認定要件に即して適当か否かの意見を求めた際、市町村がeMAFF上で意見を出せる機能があればよい。	既に、eMAFF上で「承認」、「否認」を選択できる機能が付与されている。
土地改良財産制度	事前相談の機能を付与するとともに、申請書のかがみは添付不要とし、内部決裁のため入力情報を申請書に出力できる機能があればよい。	既に、一時保存機能を使用して事前相談することは可能であり、帳票出力機能も付与されている。
	期間更新に係る更新漏れ等を防止する自動通知や、申請後のステータス表示、承認書のシステム通知及び全ての申請実績の一括閲覧を可能としてほしい。	既に、ステータス表示や過年度申請実績は表示可能である。
中山間地農業ルネッサンス事業	一時保存ができないため、エラーでやり直しになることがある。	既に、一時保存機能はあり、実務担当者向けのマニュアルにも画面付きで案内されている。
	軽微な修正でも都道府県側から取戻しができず、地方農政局に依頼して差戻しをしてもらう手間がかかっているため、取戻機能があればよい。	既に、取下機能はあり、eMAFF申請者マニュアルにおいても、申請後に修正が必要となった場合は、申請を取り下げて再度申請するよう案内されている。
	eMAFFを用いればかがみが不要となるような機能があればよい。	本制度では既に、都道府県から地方農政局に提出する「(様式第2号)地域別農業振興計画認定申請書」について、文書番号等をeMAFFで入力することでかがみが自動で作成される機能はあり、かがみの添付は不要となっている。

(注) 当省の調査結果による。

なお、農林水産省においては、表6のとおり、利用メリットとして、申請者側及び審査者側それぞれについて、次のようなものが想定されていた。

表6 想定される主な利用メリット

主体	想定される主な利用メリット
申請者	・ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出不要）で手間が省ける。 ・過去の申請情報の利用により申請書の記入の手間が省ける。 ・申請の審査状況がリアルタイムで把握できる。
審査者	・申請書を紙で管理し審査することがなくなる（基本はデータ）。 ・審査に関する申請者との連絡・調整が eMAFF 内で完結 ・過去の申請情報の閲覧・検索が容易 ・業務の必要に応じ、農業経営体情報の閲覧が可能

（注）農林水産省の資料に基づき当省が作成した。

このように、eMAFF を利用したオンライン申請による効果の発現状況は限定的ではあるものの、将来的に、行政手続等の簡素化、効率化等やデータの政策等への利活用を見据えれば、各制度の利用者の実状に合わせて、オンライン申請以外の方法を併用しつつも、引き続きオンライン申請を推進する必要があるものと考えられる。また、オンライン申請を推進するに当たっては、少なくとも電子メールを上回る効果につながるよう、想定されている主な利用メリットの発現に向けて、各制度における具体的な対応につなげる必要があるほか、オンライン申請により取得したデータの蓄積・管理による政策等への利活用の推進を志向する必要があると考えられる。

(4) 各制度における取組状況と課題

今般の調査対象とした各制度の利用者に対する利用推進の取組状況について、上記(1)～(3)の状況を踏まえて整理すれば、表7のとおりである。

表7 調査対象16制度におけるeMAFF利用推進のための取組状況（一覧表）

制度名	利用推進の取組状況		
	(1) 働き掛け	(2) 利用	(3) 効果の発現
①飼養衛生管理基準	○	○	△
②経営所得安定対策等	△	△	△
③農産物検査制度	△	—	—
④肉用牛肥育経営安定交付金	○	×	—
⑤農地法	△	×	—
⑥認定農業者制度	△	△	△
⑦農業協同組合法	△	△	△
⑧水産業協同組合法	×	×	—
⑨森林組合法	×	×	—
⑩農業共済制度	○	○	△
⑪土地改良財産制度	○	○	△
⑫多面的機能支払交付金	△	×	—
⑬中山間地農業ルネッサンス事業	○	○	△
⑭保安林制度	△	△	△
⑮伐採造林届出制度	×	×	—
⑯水産基盤整備事業	○	○	△

(注) 各欄の記号(○△×)は、今般の調査対象とした各制度の利用者に対する利用推進の取組状況を評価するため、それぞれの取組について以下を基準として当省にて付したものである。

- (1) 「働き掛け」は、農林水産省からの働き掛けが、調査対象とした全ての利用者において確認できたものは「○」を、一部の利用者において確認できたものは「△」を、全ての利用者において確認できなかったものは「×」を、それぞれ付した。
- (2) 「利用」は、利用実績が、調査対象とした全ての利用者において確認できたものは「○」を、一部の利用者において確認できたものは「△」を、全ての利用者において確認できなかったものは「×」を、全ての利用者において利用可能な環境になかったものは「—」を、それぞれ付した。

- (3) 「効果の発現」は、調査対象とした利用者において、オンライン申請による一般的な効果の発現のみ確認できたものは「△」を、(2)において利用実績が確認できなかったものは「－」を、それぞれ付した。

また、上記 16 制度について、農林水産省における eMAFF 利用推進のための具体的な取組状況及び課題を調査対象機関等の実務担当者から聴取した結果は、次のとおりである。

①飼養衛生管理基準
＜利用推進の取組状況＞ (1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△ 道府県（10）に確認したところ、農林水産省から道府県（家畜保健衛生所を含む。）及び家畜の所有者に対して、eMAFF アカウントの取得を推進するなど利用のための働き掛けが確認できた。 一部の道府県（2）からは、利用環境が整備されている法人や若手の家畜の所有者であれば、自らシステム上で報告ができるため、利用の可能性は高まるとの意見も聴かれた。 しかしながら、いずれにおいても、家畜の所有者の大半がシステムを利用しておらず、道府県において代理入力をしている状況が確認できた。また、いずれの実務担当者も、将来的なデータ蓄積・管理による利活用メリットは示しつつも、オンラインの利用環境等が十分ではない家畜の所有者も多いことから、代理入力により事務負担が増大している意見が聴かれ、負担軽減などの効果の発現は確認できなかった。
＜利用推進の課題＞ オンラインの利用環境等が十分ではない家畜の所有者も多いことから、道府県において代理入力している実態が確認され、申請者である家畜の所有者における利用は困難な状況が見受けられる。 このため、飼養衛生管理基準の遵守状況等を、関係者間でタイムリーに情報共有、分析結果の活用等ができる飼養衛生上のメリットについて、都道府県等を通じて継続的かつ計画的に周知徹底を図るだけでなく、都道府県における代理入力が大半を占める現状を前提としてシステムの機能の改善を検討する必要がある。
(注) 当省の調査結果による。
②経営所得安定対策等
＜利用推進の取組状況＞ (1)働き掛け：△ (2)利用：△ (3)効果の発現：△ 地方農政局（6）、地方農政局の地域拠点（12）、道府県（9）及び地域協議会（21）に確認したところ、農林水産省は、申請者である農業者や事務を担う地域協議会に対して、eMAFF アカウント取得方法などの一般的な働き掛けにとどまってお

り、一部の地域協議会（２）を除き、利用実績は確認できなかった。

利用実績のある地域協議会（２）の実務担当者からは、「職員の事務負担が軽減された」、「システムの利便性が低いことやシステムへ直接入力ができない農業者がいることなど、システム利用によるメリットは一部にとどまっている」などの意見が聴かれた。他方、地方農政局の実務担当者からは、「異動や職員の減少による地域協議会の体制のせい弱化が顕著になっている」などの懸念が示された。

<利用推進の課題>

申請者である農業者に対して、eMAFF そのものやその利用メリット等が十分周知されていない状況となっている。他方、交付事務を円滑に実施するため、農業者から提出された交付申請書を基に、地域協議会がデータ化して地域拠点に提出するなどしている実態を踏まえれば、農業者における利用は困難な状況がみられる。

このため、オンライン申請の利用推進に当たっては、少なくとも地域協議会における交付申請書等のデータ化に係る効率化に優先して取り組む必要がある。

（注）当省の調査結果による。

③農産物検査制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：－ (3) 効果の発現：－

地方農政局（３）、道府県（８）及び農業協同組合（１２）に確認したところ、令和４年以降、地方農政局を通じて周知活動を行っていたことから、eMAFF アカウントの取得方法等に係る説明があったとする道府県（４）及び農業協同組合（４）が確認できた。

他方で、令和５年末（eMAFF に実装前）に eMAFF 上のエラーが判明したため、全ての地方農政局において利用に向けた働き掛けを停止し、さらに６年度以降、eMAFF そのものの見直し方針を受けて、次期オンライン申請システムを見据えて働き掛けを行うこととした。なお、その際、前述の「説明があった」とする道府県の一部（２）及び全ての農業協同組合（４）では、利用のための周知がされていたにもかかわらず、その停止理由が共有されていない状況が確認できた（実装前であったため影響は生じていない。）。

<利用推進の課題>

農業協同組合によっては eMAFF の対象手続であることを認知しておらず、当初想定されていた申請者である農業者にも周知されていない状況となっている。さらに、道府県によっては情報共有に差があることを踏まえれば、統一的に周知を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

④肉用牛肥育経営安定交付金

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：○ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

積立金管理者である畜産協会（６）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けにより eMAFF アカウントは取得していたが、利用実績は確認できなかった。他方で、生産者等に対しては eMAFF アカウントの取得を推進するなど利用のための働き掛けも確認できなかった。

また、畜産協会の実務担当者からは、「eMAFF による申請があっても牛マルキン管理システムと連携されておらず、その情報を手動で入力することになるため利用メリットを感じていない」との意見も聴かれ、既に既存システムを利用している中で、利用メリットを確認できなかった。さらに、牛の個体識別情報を一元管理する牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく牛個体識別台帳に記録された事項（以下「牛トレサ情報」という。）のデータベースとの連携機能がないため、生産者等の入力負担等の軽減にもつながらない状況であった。

<利用推進の課題>

既に利便性の高いシステムが構築されており、生産者等の入力負担等の軽減につながる牛トレサ情報のデータベースとの連携機能もないため、生産者等から申請を受ける畜産協会において、利用のためのインセンティブが働かない状況となっている。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、既存システムとの連携による事務処理負担の軽減を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑤農地法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

地方農政局（５）、道府県（１０）及び市町が設置する農業委員会（２１）に確認したところ、地方農政局においてのみ、都道府県及び農業委員会に対して、農地法関係手続について eMAFF が利用可能となったことや、利用に当たって eMAFF アカウント取得が必要である旨を周知している状況が確認できた。

地方農政局（３）の実務担当者からは、利用メリットとして、「飽くまで申請方法の一つであり、申請方法の幅が広がったこと」が挙げられたものの、「農地法個別に見込まれた効果は特にない」との意見のほか、「eMAFF アカウント取得の推進を除き、農林水産省（本省）から利用推進に関する依頼がなかった」との理由から、積極的に利用推進に取り組んでいない状況が確認できた。なお、道府県及び農業委員会においては、申請者となる農業者等に周知している事例はみられず、いずれにおいても利用実績は確認できなかった。

一方、農地法の権利移動許可申請及び転用許可申請については、いずれの実務担当者からも、その目的から「事前相談なく申請が行われるものではなく、利用することによる事務手続の効率化・簡略化は期待できない」との意見が聴かれた。

<利用推進の課題>

地方農政局の実務担当者からは、利用メリットが見込まれず、また、農林水産省（本省）からの積極的な依頼もないとして、必ずしも利用推進のための周知が徹底されていないため、申請者である農業者等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、農地法の手続のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑥認定農業者制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

地方農政局（６）、道府県（１０）及び市町（２１）に確認したところ、一部の地方農政局（２）では、eMAFF の導入当初に説明会を行っており、一部の道府県（３）及び市町（６）では、eMAFF アカウントの取得方法等に係る説明があったことが確認できた。他方で、申請者である農業者等に対する周知までは確認できなかった。

特に働き掛けを行っていないとする地方農政局も含め、一部の地方農政局（５）及び道府県（２）において利用実績が確認できたが、いずれにおいても、利用件数は年に数件程度に限られている実態が確認できた。

また、利用メリットとして、地方農政局の実務担当者から、「申請者が受付状況を確認できる」、「電子メールに比して誤った宛先に送付するリスクが低い」点が挙げられた一方、多くの市町等の実務担当者は、「認定農業者は高齢化が進んでおり、オンライン申請は難しい」としている。なお、市町等の実務担当者の一部からは、「将来的には関係機関へのデータ提供や専門家による経営分析に基づく助言にも活用できるのではないか」、「５０代以下であればオンライン申請も可能ではないか」との意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

認定農業者の高齢化が進んでいることを理由として、審査者である地方農政局等において、積極的に利用推進に取り組んでおらず、申請者が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、経営意欲のある認定農業者こそ本来はオンライン申請を推進する対象であるともいえ、将来的なデータの利活用に期待する意見もあることを踏まえれば、オンライン申請が可能な農業者及び法人に対する利便性の向上を図る余地はあると考えられる。

このため、まずは新規に認定を受ける農業者や法人を対象として、利用メリット

も含めて周知徹底を図る必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑦農業協同組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

地方農政局（４）、道府県（８）及び農業協同組合等（１３）に確認したところ、一部の地方農政局（１）及び農業協同組合等（３）では、毎年度末、連絡文書に、eMAFF の利用促進について記載し、周知が図られていた。このため、ある地方農政局（１）では、他の地方農政局に比して、eMAFF の利用実績が高い（地方農政局全体の利用実績の８割超を占めている。）。一方、その他の地方農政局（３）及び道府県（８）では、積極的な働き掛けまでは確認できず、その他の農業協同組合等（１０）は、eMAFF そのものやその利用メリット等を知らないなどとして、利用実績が確認できなかった。

農林水産省は、eMAFF の利用範囲について、農業協同組合法に係る手続であれば「各行政庁の判断で幅広く利用可能」としており、上記の地方農政局（１）は、各種報告も含めて eMAFF の利用を推奨している。なお、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 33 条の 2 の規定に基づき登録金融機関業務を行う農業協同組合は、金融庁電子申請・届出システムを利用してオンライン申請を行っており、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和 7 年 12 月金融庁）において、金融商品取引業者等による申請・届出等は、「原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用」と記載されている。

また、今般の調査対象とした地方農政局、eMAFF を利用している農業協同組合等からは、eMAFF の利用メリットとして、電子メールによる場合と比較して添付資料のパスワード設定・解除が不要であることが示されたが、一部の地方農政局から、「単年度の業務報告書では把握できないデータは、必要に応じて各農業協同組合に求めているため、実務上のメリットはない」などの意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

申請者である農業協同組合等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、eMAFF の利用実績のある農業協同組合等や他府省庁の手続に係るオンライン申請の状況を踏まえれば、各種調査も含めて幅広く利用するよう、地方農政局及び都道府県に対して周知徹底を図ることや、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）等においてオンライン申請を原則とする旨記載することなども検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑧水産業協同組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

道府県（７）及び漁業協同組合（６）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、利用実績がなかった。特に、審査者となる道府県においては、eMAFF の存在は認知されているものの、その対象手続や利用メリットなどは不明であるとして、漁業協同組合に対して働き掛けていなかった。

漁業協同組合からは、現状の申請方法でも負担はないとする意見もあったが、「職員数が限られる中小規模の漁業協同組合ほど、オンライン申請はメリットがあり、操作方法さえ分かれば負担は減るのではないか」との意見もあり、「ユーザーが求めているのであればオンライン申請はあり得る」とする道府県もあった。

<利用推進の課題>

申請者である漁業協同組合が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、漁業協同組合の現状を踏まえれば、都道府県に対してオンライン申請を可能とするよう周知徹底を図ることや、漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）においてオンライン申請を原則とする旨記載することを検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑨森林組合法

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

道府県（８）及び森林組合等（９）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、eMAFF そのものやその対象手続等を知らないなどとして、利用実績がなかった。

道府県の中には、「担当課内の他の手続では eMAFF を利用していても、森林組合法に係る手続が対象であることを知らなかった」とするところがあったほか、森林組合等からは、「移動困難な地域にある森林組合ほどメリットがあるのではないか」、「都道府県から周知を行うべきであり、職員が減っている中で、今後 DX を推進していきたい」などの意見も聴かれた。

<利用推進の課題>

申請者である森林組合等が、eMAFF そのものやその利用メリット等を認知していない状況となっている。しかしながら、森林組合等の現状を踏まえれば、都道府県に対してオンライン申請を可能とするよう周知徹底を図ることや、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針においてオンライン申請を原則とする旨記載することを検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑩農業共済制度

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

農業共済組合（6）に確認したところ、令和5年度（eMAFFに実装後）から、農林水産省主催の農業共済組合の担当者会議等において、操作研修等、積極的な利用推進のための取組が確認できた。他方で、申請者である農業者に対しては、農業共済組合への十分な浸透後に周知・推進を行う予定であったことは確認できたが、令和6年度以降、eMAFF そのものの見直し方針を受けて、積極的な周知は行われていない。

全ての農業共済組合において、eMAFFを利用して引受通知書、損害通知書等の申請を行っており、大半の農業共済組合（5）から、「郵送コストが削減された」、「農林水産省からの修正等が具体的・明確なものとなり、不必要な連絡等が減少した」等、一般的な効果が示された。

他方、農業共済組合の加入対象者である農業者からの利用実績は、全くない又は数件しかなく、複数の農業共済組合から、「加入者たる農業者の7割は70歳以上の現状を踏まえ、現場の職員が操作方法を理解することが必要」、「入力画面は、農業共済組合の職員でも難しいため、高齢者が多い農業者にとって分かりやすいシステムにすることが必要」等の意見が聴かれた。

<利用推進の課題>

農林水産省における利用推進の取組は、eMAFF実装後から開始されていることに加え、申請者の現状を踏まえれば、必ずしも効果の発現まで見通したものとなっていない。そのため、効果の発現を見据えれば、実装前から継続的な周知等を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑪土地改良財産制度

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

地方農政局（6）に確認したところ、毎年度、農林水産省（本省）主催の地方農政局担当者会議における推進方針（「令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする」との全体目標を見据えて、毎年度10%ずつ引き上げる利用率目標を含む。）を受けて、地方農政局主催の管理受託者会議が開催され、対象手続（根拠法令及びフロー図を含む。）、利用メリット、eMAFFアカウント取得方法に係る資料が配布されているほか、上記の利用率目標を設定し、事前相談時にeMAFFの利用案内や、eMAFF以外による申請に対して個別にeMAFFを利用するよう依頼し、申請者である管理受託者に対して働きかけている状況が確認できた。

また、管理受託者（21）に確認したところ、手続によって差はあるものの、いずれにおいても、地方農政局からの「eMAFF申請を原則とする」旨の文書による働き

掛けを契機として利用していることが確認できた。

土地改良財産に関する手続として、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づき、土地改良財産の管理受託者は、土地改良財産を他の用途で使用等させる場合、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して他目的使用等の承認申請を行うこととされている。当該承認申請において、多くの管理受託者（16）が eMAFF を利用している。一方で、毎年 1 回申請が求められている管理状況の報告において eMAFF を利用している管理受託者（7）は少なかった。その原因としては、当該報告の提出先として電子メールアドレスが案内されている場合があることや、慣行上、道府県を経由して報告されていることなどの実態が確認できた。

また、地方農政局担当国会議における農林水産省（本省）の資料では、管理状況の報告も含めて「必要事項を直接入力して申請」することとされているにもかかわらず、一部の地方農政局が作成した管理受託者会議の資料において、管理状況の報告は「書類を添付して報告」とされており、eMAFF の利用メリット（前年度の報告を参照利用することにより、報告年度の作成負担が軽減されること。）が十分に伝わっていないと考えられる。

なお、土地改良財産に係る申請とは別に、管理受託者（土地改良区等）が都道府県に対して申請する組織運営に係る申請については、調査対象とした管理受託者における eMAFF の利用実績は確認されなかった。しかしながら、管理受託者から、「手続の種類によって、電子申請できたりできなかったりするよりも、少なくとも電子申請も可能としてもらいたい」との要望が聴かれ、一定のニーズが確認できた。

<利用推進の課題>

農林水産省において、「eMAFF 申請を原則とする」方針を掲げ、地方農政局の実務担当者による個別かつ丁寧な依頼が継続的に行われていることが eMAFF の利用につながっている。しかしながら、管理受託者（土地改良区等）における利用実態に鑑みれば、利用メリットの周知徹底のほか、現状を踏まえた利用率目標の設定と、各手続の利用状況を踏まえた対応方策を検討する必要がある。

また、管理受託者である土地改良区等が都道府県に対して申請する組織運営に係る申請についても、ユーザーとなる土地改良区等のニーズを踏まえ、土地改良財産に係る手続と一体として利用推進を図る必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑫多面的機能支払交付金

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

地方農政局（5）、道府県等（11（道府県多面的機能支払交付金推進協議会を含

む。)) 及び市町 (20)⁸に確認したところ、令和5年度(eMAFFに実装後)から、農林水産省(本省)からの働き掛けにより、地方農政局を通じて、試行的な利用を推進していた状況が確認できた。しかしながら、令和6年度以降、eMAFFそのものの見直し方針を受けて、積極的な周知は行われていない。

上記の全ての道府県及び市町において、当該交付金に係る一連の手続が eMAFF を利用して申請可能であることは認知されていたものの、利用実績はなく、農林水産省が想定していた書類の受付・押印・郵送といった紙申請特有の手間の解消や eMAFF 上に保存されたデータ活用による事務の効率化等の効果は発現していない。

他方、上記の全ての地方農政局において、操作方法の簡素化や従来の方法以上の利用メリットを付与することにより、申請者である活動組織(農業者、地域住民等で構成)が利用できる可能性が示されたものの、道府県及び市町からは、「そもそも活動組織にインターネット環境がない」、「高齢化により、操作が困難な活動組織が多い」との状況や、「活動組織がスムーズに申請を行えなかった際、市町村がサポートしなければいけなくなる」といった負担が増すことに対する懸念など、活動組織の利用について否定的な意見が多く聴かれた。

<利用推進の課題>

農林水産省における利用推進のための試行的な取組は、eMAFF 実装後から開始されているが、eMAFF そのものの見直しの方針を受け、結果的に、積極的な周知は短期間にとどまっている。しかしながら、早期からの効果の発現を見据えれば、eMAFF 実装前から継続的な周知を図ることにより、実装と同時に利用を推進する必要がある。

また、活動組織の状況を踏まえれば、市町村の負担にも配慮し、まずは申請者である活動組織の体制強化に係る取組(地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築など)を進める必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑬中山間地農業ルネッサンス事業

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：○ (2) 利用：○ (3) 効果の発現：△

中山間地農業ルネッサンス事業に係る振興計画の認定申請等は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要領において、原則 eMAFF を使用するよう明記している。地方農政局(4)に確認したところ、いずれも、毎年、申請者である都道府県に対して、農林水産省(本省)作成の eMAFF 操作マニュアルを送付していたほか、一部の地方農政局(2)では、管内の都道府県担当者会議において、利用に向けた働き掛けが行われていた。

⁸ 調査対象とした21市町のうち1市は、担当者の異動により前年度以前の状況が不明であったため、20市町から聴取した。

また、地方農政局（４）及び道府県（７）に確認したところ、いずれも、振興計画の申請や受理において利用していた。

今般の調査対象とした地方農政局及び道府県の実務担当者からは、「システム上で進捗管理ができる」、「電子メールと違って他の情報に埋もれて見逃すリスクがない」との利用メリットが挙げられた一方、「修正のやり取りに時間を要する」、「年１回の申請のため、システム操作に不慣れで時間や手間がかかる」や、「振興計画を作成後、その内容を入力フォームに転記する必要が生じるため、電子メールによる提出と比べて手間である」など、利用が負担となっている状況も確認できた。なお、いずれにおいても、システム入力された振興計画のデータを利活用している事例は確認できなかった。

<利用推進の課題>

農林水産省において、原則として eMAFF を使用する方針を掲げており、道府県における利用につながっている。しかしながら、利用が負担となっている状況も確認され、必ずしも利用による効果の発現につながっていない。

このため、システム入力された振興計画のデータの利活用が想定されないのであれば、費用対効果の観点から、共通機能への移行も含めた簡素化を検討する必要がある。

（注）当省の調査結果による。

⑭保安林制度

<利用推進の取組状況>

(1) 働き掛け：△ (2) 利用：△ (3) 効果の発現：△

令和５年秋に、農林水産省が eMAFF に関する都道府県向け説明会を開催し、都道府県が農林水産省に対して行う手続のうち比較的簡易な５手続（予定告示の写しの送付等）について可能な限り eMAFF による申請を依頼するなど、利用のための働き掛けをしている状況が確認できた。

道府県（８）に確認したところ、一部の道府県（３）で上記手続において利用実績が確認できた。しかし、実務担当者から、「予定告示の写しの農林水産省への送付は eMAFF を利用しているが、修正は電子メールで行っている」といった運用面の一貫性の無さや、「データ容量が多いが、画面表示に規則性がなく、該当手続の検索が面倒」、「申請後に問合せメールが届いても、ログインしなければ内容が分からず不便」など必ずしも利用メリットを感じていない実態がみられた。

一方、「保安林の択伐・間伐の届出等について、エラーチェック機能やスケジュール管理（一定期間経過後の通知）機能があれば利用メリットを感じる」などの要望も聴かれた。

なお、全ての実務担当者から、「保安林の指定及び解除については、添付資料が膨大で、定型的なデータ入力は限られているため、オンライン申請によるデータ蓄積が業務の省力化につながりにくい」などの意見が聴かれた。

＜利用推進の課題＞

農林水産省において、都道府県に対して、比較的簡易な手続を対象として具体的な働き掛けが行われており、道府県における利用実績につながっている。しかしながら、利用している道府県においても、必ずしも利用による効果の発現につながっていない。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、ユーザーとなる都道府県のニーズを把握するとともに、保安林制度のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⑮伐採造林届出制度

＜利用推進の取組状況＞

(1) 働き掛け：× (2) 利用：× (3) 効果の発現：－

市町（14）及び森林組合等（8）に確認したところ、いずれにおいても農林水産省からの働き掛けは確認できず、eMAFF そのものやその対象手続であることを知らないなどとして、利用実績がなかった。

市町によっては、オンライン申請のための独自システムを整備・運用しており、国によるオンライン申請システムを必要としていない。また、森林クラウド⁹が整備され本格運用している道府県内の市町（5）においては、森林クラウドに伐採造林届の内容を入力して道府県に報告している実態があるところ、「申請等のオンライン化については、道府県の森林クラウドと連携して自動報告ができるなら良いが、そうでなければ市町の作業内容は変わらず、余りメリットはない」といった意見が聴かれた。

＜利用推進の課題＞

農林水産省からの働き掛けがなかったところ、eMAFF そのものやその利用メリット等が十分に認知されていない状況となっている。また、市町における環境も様々であるところ、必ずしも国によるオンライン申請システムの整備が求められていない状況も確認された。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、ユーザーとなる市町村のニーズを把握するとともに、伐採造林届のオンライン化により見込まれる効果について、その発現可能性も含めて十分に検討する必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

⁹ 森林クラウドとは、都道府県により導入が進められている、森林の位置や境界、所有者情報、樹種や林齢等の資源情報等をデジタル技術により一元的に管理し、市町村や林業事業体との間で情報共有を可能とするシステム

⑯水産基盤整備事業

<利用推進の取組状況>

(1)働き掛け：○ (2)利用：○ (3)効果の発現：△

道府県（５）及び北海道開発局に確認したところ、水産基盤整備事業に係る補助金交付申請等は、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアルにおいて、都道府県等に対して、eMAFF を利用するよう促している。

上記の道府県等からの補助金交付申請等は、全て eMAFF を利用しており、申請に当たって添付する大容量データを一括で送付できるなどの一般的な効果の発現は確認できた。

しかし、本事業に係る事業基本計画及び工法協議（以下「事前協議」という。）は水産基盤整備事業情報管理システムを利用することとされ、「事前協議は水産基盤整備事業情報管理システム、補助金交付申請や実績報告は eMAFF で実施しており、２つのシステムを行き来することになり煩雑である」、「事業完了までの一連の流れを同一のシステムで完結させてほしい」などの意見があった。

<利用推進の課題>

農林水産省において、「eMAFF 申請を原則とする」方針を掲げており、eMAFF の利用につながっている。しかしながら、申請者からは同一のシステムで完結させてほしいとの意見も聴かれた。

このため、申請者の利便性向上に向け、補助金交付申請のためのファイル送付等の機能を有している水産基盤整備事業情報管理システムへの一元化の可否も検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

（認められた実態と課題）

農林水産省は、eMAFF の利用実績が見込みに比べて低調であること等から、現場のニーズを踏まえながら eMAFF を抜本的に見直すこととしている。また、上記１のとおりに、データに基づく政策立案のために、システムにおいて申請データを蓄積・管理することが必要である。

今般の調査対象とした 16 制度の多くの制度において、農林水産省による eMAFF の利用推進のための積極的な取組が認められず、統一的・継続的な働き掛けが十分に行われていなかった。その結果、利用者に、eMAFF の存在や対象制度などが認知されていなかったほか、各制度において農林水産省から eMAFF を利用することのメリットが示されていなかったため、利用に至っていない状況が確認できた。また、各制度の実務担当者が要望する機能が既に具備されているにもかかわらず利用されていないなど、十分な効果の発現に至っていないなどの状況が確認できた。

このように、eMAFF が利用されていないため、eMAFF の見直しに必要な現場のニーズが把握できていないという、見直しの前段階において課題が認められる。

また、農林水産省が、データに基づく効果的な政策を企画して実行できるようにす

るためには、オンライン申請の利用推進による申請データの蓄積・管理が必要であるところ、今般の調査対象としたいずれの制度においてもこのような状況に至っていない。

オンライン利用に当たっては、国民や地方公共団体職員等が十分に効果を実感できるものとなることを目指して、利用状況の把握、利用推進のための計画・普及啓発等の取組を計画的に行う必要がある。